

○美祢市六次産業化振興推進事業費補助金交付要綱

平成27年3月26日

告示第64号

改正 平成30年3月30日告示第59号

(趣旨)

第1条 この告示は、安全で安心な市内産の農林水産物等を活用し、加工、販売、サービスなどに新たな付加価値を生み出す六次産業化に取り組む個人、団体等に対して、六次産業化振興推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農林水産物等 市内で育成生産、産出する農林水産物を始め、バイオマス（林地残材、食品廃棄物等）、経験、知恵及び伝統文化等の地域資源をいう。
- (2) 六次産業化 一次産業者による生産、加工及び販売の一体化や一次、二次、三次産業者が連携することで、各産業者それぞれにとって新たな付加価値を持つ製品又はサービスを生み出す産業を目指すことをいう。

(補助対象事業及び事業種目等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とし、事業内容、対象経費、採択基準、補助率及び事業実施主体等については、別表に掲げるとおりとする。

- (1) 六次産業化振興推進事業 加工品開発等を行う経費
- (2) 地域ブランド化推進事業 加工品施設の新設、増改築及び加工品等の販売促進に係る経費

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費のうち事業実施期間内に発生する経費であって、次に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 人件費、施設管理費等経常的経費
- (2) 補助対象事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証することができない経費
- (3) 債務の償却又は損失の補填に充当する経費
- (4) 前払費用、基金その他の年度を超えて費消される経費
- (5) 事業目的や社会通念に照らして必要性が乏しいと認められる経費

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は団体
 - (2) 市内に住所を有する事業所又は法人
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める者
- (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に六次産業化振興推進事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて現地等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、六次産業化振興推進事業費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において適正な補助金の交付を行うために必要があると認められるときは、補助金の交付申請に係る事項につき条件を付し、又は修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の補助金交付決定通知書を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知書を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助金交付決定通知書を受けた後に、補助対象事業の変更又は中止をしようとするときは、六次産業化振興推進事業費補助金変更（中止）承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日（補助対象事業中止承認通知書を受けた場合にあっては、その承認日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、六次産業化振興推進事業完了（中止）実績報

告書（別記様式第4号）に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の事業完了実績報告書の提出があった場合において、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、六次産業化振興推進事業費補助金確定通知書（別記様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付等）

第12条 補助事業者は、前条の補助金確定通知書を受けたときは、速やかに六次産業化振興推進事業費補助金交付請求書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、第7条の規定により交付を決定した額を上限とし、概算払により補助金を交付することができる。

3 補助事業者は、前項の規定により概算払による補助金の交付を受けた場合において、前条の補助金確定通知書を受けたときは、直ちに精算を行わなければならない。

（補助金交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が補助対象事業の取下げ若しくは中止の申請をした場合又は次の各号いずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 法令又はこの告示に違反した場合

（2） 前条第2項の規定により概算払で交付された補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

（3） 補助金の交付申請又は補助事業の実施に当たり、不正、虚偽その他不適正な行いがあった場合

（4） 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することについて不適当であると認められる場合

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（事業状況報告）

第14条 補助事業者は、補助対象事業実施年度の翌年度から3年間、各年度における事業の状況について状況報告書（別記様式第7号）を作成し、毎年4月末までに市長に提出しなければならない。

（補助事業者の義務）

第15条 補助事業者は、補助対象事業の状況、補助対象経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付決定のあった年度の

翌年度から5年間保管しておかなければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 3 補助事業者は、市長が補助金による事業の成果を求めたときは、これに協力するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年3月26日から施行する。

附 則（平成30年告示第59号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。